

乳剤散布・アスファルト混合物敷設作業に使用されている主な化学物質

チェック欄	成分名（別名）	CAS RN	有機則の適用	特化則の適用	リスクアセスメント対象物質	発がん性（30年保存）	皮膚等障害化学物質	GHS標章
	アスファルト (ストレートアスファルト)	8052-42-4			○	区分2	○	!

皮膚等障害化学物質：皮膚等障害化学物質（労働安全衛生規則第594条の2（令和6年4月1日施行））及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質リスト記載物質

アスファルト舗装工事 乳剤散布・アスファルト混合物敷設作業 リスク管理マニュアル (2026年2月版)



建災防では、厚生労働省の「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」に基づき、標記作業に係る化学物質のばく露測定を行い、有効な保護具の使用等について定めたマニュアルを作成しました。

このマニュアルを使用することで、次のことができるようになります。

- 1 労働者がばく露される物質の濃度を測定することなく、その作業におけるリスクアセスメントを実施することができます
- 2 マニュアルに定められた措置を適切に実施することで、その作業においてリスク低減措置を実施することができます
- 3 作業の記録保存としても利用できます

なお、建災防ホームページ内に各種情報を掲載しております。
ダウンロードもできますので、ぜひご活用ください。

[【各種マニュアル】](#) [【化学防護手袋適合表】](#) [【マニュアルに関するQ&A】](#)



作業	乳剤散布 アスファルト混合物（基層・表層）敷設（レーキ等による敷き均し、プレートによる転圧）			取扱い会社名			元請会社名						
製品名			メーカー	作業内容	作業期間								
作業所名													
化学物質管理者			選任日	保護具着用管理責任者	保護具の留意点	選任日							
化学物質名	裏表紙のチェック欄にチェックする。					【防護手袋】 ・高温のアスファルトへの接触防止のため、軍手等耐熱性のある手袋を使用する。 ・乳剤が手に触れる場合は、ニトリルゴム製の手袋を使用する。ただし、その上に軍手等を重ねて使用することも可とする。							
発がん物質（特別管理物質又はがん原性物質）の有無、名称	有・無	有の場合 化学物質名											
危険性	GHSシンボルなし			【リスク低減対策】	(1)防護手袋を使用しての作業	(2)保護靴							
有害性	 ○強い眼刺激性 ○呼吸器への刺激のおそれ  ○遺伝性疾患のおそれの疑い ○発がんのおそれの疑い  ○長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器系の障害												
緊急時の対応	○眼に入った場合、水で15~20分間注意深く洗うこと。医師の診断、手当を受ける。 ○気分が悪い場合は医師の診断、手当を受ける。 ○皮膚に付着した場合は、大量の水で洗うこと。 ○皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当をうける。			その他 注意事項	・アスファルトが付着した手袋、作業服で眼の周辺を触らない。								
作業内容		作業内容・製品に応じた呼吸用保護具		作業内容	防護手袋	保護めがね	保護衣	保護靴	記録欄				
Ⓐ	乳剤散布 ディストリビュータの運転	使用は要しない。	(A)	乳剤が手に触れる場合は、ニトリルゴム製等の手袋を使用する。ただし、その上に軍手等を重ねて使用することも可とする。 乳剤で濡れた場合は軍手及びニトリルゴム製等の手袋を交換することを推奨する。	(A)	眼に入る恐れがある場合は、ゴグル形又は側板（サイドシールド）付き保護めがねを使用する。	皮膚が露出しない服を使用する。 (夏季においては、熱中症対策が必要)	安全靴（耐熱靴）を使用する。	異常の記録 (保護具忘れ、こぼした、眼に入ったなど) 応急処置の記録等				
				Ⓑ						アスファルト混合物敷設（基層・表層） レーキ等による敷き均し プレート等による転圧等	屋外の作業では呼吸用保護具の使用は要しない。 ※屋内の狭隘な場所や、風通しが悪く空気が滞留しやすい場所での作業は、防じん機能付き防毒マスクを推奨する。	(B)	高温のアスファルトへの接触防止には、軍手等耐熱性のある手袋を使用する。
				Ⓒ						アスファルトフィニッシャー、ロードローラー、トラクターショベル等の運転	使用は要しない。	(C)	※運転のみで、アスファルトに接触しない場合は使用を要しない。
保護具着用管理 責任者 (前日までに記入)	従事する作業内容	選択したマスクを記載		選択した手袋を記載		選択したもの記入			各作業員 全員確認 サイン				
	ⒶⒷⒸを記載												
保護具着用管理 責任者又は職長 (当日記入)	従事する作業内容	実際に使用したもの記載		実際に使用したもの記載		実際に使用したもの記載			元請確認				
	ⒶⒷⒸを記載												

マニュアルの記入要領について(アスファルト舗装)

● 化学物質管理者が記載 (前日までに)

- 1 マニュアルに貴社名、元請名、作業所名、作業内容、作業期間を記載してください。

使用する製品の SDS を確認します。製品のラベルと SDS の項目番号 1 に記載されている製品名が一致していることを確認します。
マニュアルの製品名とメーカーの欄を記入します。

- 2 SDS の項目番号 2 の危険有害性の要約 GHS 分類、健康に対する有害性をチェックします。ラベル要素の絵表示のシンボルを確認します。
(感嘆符  、健康有害性 )

- 3 SDS の項目番号 3 の組成、成分情報を確認します。含まれている成分が、マニュアルの裏表紙に記載されている場合は、チェック欄にチェックを入れてください。
チェックを入れた物質について、②の対象となっているか確認してください。
発がん物質の有無を確認し、発がん物質の欄の有無のいずれかに○を付け、有の場合には、化学物質名を記載します。裏表紙の化学物質一覧表の発がん性の欄に「(○)」の付いた物質は、作業記録(作業マニュアル)、健康診断の保存期間が 30 年となります。

● 保護具着用管理責任者が記載 (化学物質管理者が記載内容を確認後、作業前日までに)

- 4 作業当日の予定作業を従事する作業内容欄に④⑤⑥で記入してください。
- 5 作業内容・換気状態に応じた呼吸用保護具等(以下「保護具等」という。)を選択し、作業当日に着用する保護具等を確認し、保護具等の欄に選択した保護具名を記載してください。作業内容・換気状態に応じた保護具等が合致しているか確認してください。

● 保護具着用管理責任者または、職長が記載 (作業当日)

- 6 従事する作業名(④⑤⑥)、実際に使用する保護具等を記載してください。保護具着用管理責任者または、職長は、上段の欄に記載されているものと合致しているか確認してください。

● 各作業員がサイン (作業開始前)

- 7 作業内容、保護具等の確認後、各作業員が全員サインをしてください。

● 職長が記載 (作業終了時)

- 8 作業終了時に、異常の記録欄に異常があった場合はその内容を、ない場合には、無と記載してください。

● 元請が記載 (作業終了後)

- 9 元請は、異常の記録欄が記載されていることを確認し、元請の確認欄にサインしてください。

* ②皮膚等障害化学物質(労働安全衛生規則第 594 条の 2(令和 6 年 4 月 1 日施行)及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質リストに記載されている物質

GHS による絵表示

危険有害性絵表示	シンボル	危険・有害性の例
	爆弾の爆発	不安定爆発物 火災又は飛散危険性 熱すると爆発のおそれ
	炎	引火性液体；可燃性液体 熱すると火災のおそれ 自然発火；自己発熱・発火のおそれ 水に触れると可燃性ガスを発生
	円上の炎	火炎助長 酸化性物質 強酸化性物質
	ガスボンベ	可燃性の高いガス；爆発的に反応するおそれ 高圧ガス 凍傷又は傷害のおそれ
	腐食性	金属腐食のおそれ 皮膚の薬傷および眼の損傷
	どくろ	飲み込むと生命に危険 飲み込むと有毒 皮膚に接触すると生命に危険 皮膚に接触すると有害 吸入すると生命に危険 吸入すると有毒
	感嘆符	飲み込むと有毒；皮膚に接触すると有害 吸入すると有害のおそれ 皮膚刺激；眼刺激 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ オゾン層の破壊により健康および環境に有害
	健康有害性	吸入するとアレルギー・喘息・呼吸困難を起こすおそれ 遺伝性疾患のおそれ 生殖能または胎児への悪影響のおそれ 反復曝露による臓器の傷害
	環境	長期継続的影響により水生生物に毒性